第１号様式（第２条関係）

書

道路占用

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 新規 | 更新 | 変更 | 網都管第　　　　　　　号令和　　　年　　月　　日 |

許可申請

　　　　　　協　　議

網走市道路管理者

網走市長　 水 谷　洋 一　　様

令和　　年　　月　　日

〒

住　所

氏　名

（連絡先）

32

35

申　請

協　議

道路法第　 　条の規定により　　　　　　します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 占用の目的 |  | | | | | | |
| 占用の場所 | 路線名 | | 市道　　　　　　　（No.　　　） | | 歩道・車道・その他（　　　　） | | |
| 場所 |  | | | | | |
| 占用物件 | 名　称 | | | 規　模 | | 数　量 | |
|  | | |  | |  | |
| 占用期間 | 令和　　年　　月　　日　　から  日間  令和　　年　　月　　日　　まで | | | | | 占用物件の構造 |  |
| 工事の時期 | 令和　　年　　月　　日　　から  日間  令和　　年　　月　　日　　まで | | | | | 工事実施の方法 |  |
| 道路の復旧方法 |  | | | | | 添付書類 |  |
| 備　考 | | | | | | | |

記載事項

１　「許可申請・協議」、「第32条・第35条」及び「許可を申請・協議」については、該当するものを○で囲むこと。

２　「新規・更新・変更」については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を備考欄に記載すること。

３　申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名・電話番号を記載すること。

４　「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が２以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。

　　「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。

５　変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（　）書きすること。

６　「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

一般条件

１　占用者は、その目的以外に道路を占用し、又は他人に道路を占用させることはできない。

２　占用者は、占用場所の見やすい箇所に許可書を掲出しなければならない。

３　占用者は、道路法、同法施行令その他関係法令を遵守するとともに、占用物件を常時良好な状態に

　保つように管理し、もって道路の構造、交通、美観その他道路管理上支障を及ぼさないよう努めなけ

　ればならない。

４　道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、その損傷により特に道路の構造又

　は交通に支障を及ぼす恐れのある占用物件については、占用許可後５年ごとに、道路管理者による

　占用物件の安全確認のため、占用物件の現状について確認し、道路管理者に「占用許可物件の安全

　性について」により報告しなければならない。

５　占用物件の異常により、道路の構造又は交通若しくは周辺住民に影響を与え、又はその恐れがある

　ときにはただちに必要な措置を講ずるとともに、その占用物件の異常の状況及びそれに対して講ぜら

　れた措置の概要を道路管理者に報告しなければならない。

６　占用者は、許可の期間満了後引き続き占用しようとするときは、期間満了の１０日前までに占用継続

　許可申請書を提出して許可を受けなければならない。

７　占用者は、次の各号の一に該当する場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

　（１） 占用者の住所又は氏名を変更したとき。

　（２） 占用の期間を短縮し、又は占用を廃止しようとするとき。

　（３） 相続又は法人の合併等により占用者の権利義務を承継したとき。

８　占用者は、その権利を他人に転貸し、又は譲渡してはならない。

９　地下占用その他の占用のため道路を掘さくした場合は、工事が完了し、路面復旧後、路面に異状が

　生じたとき又は工事完了後2年以内で当該工事によるかしが原因で、路面に異状が生じたときは、占用

者の費用をもって復旧工事の施工を命ずることがある。

10　占用者が自己の都合により期間内に占用を廃止したときは、既定の占用料は減免しない。

11　次の各号の一に該当するときは、許可を取り消し、占用物件の改築、除却を命じることがある。

　（１） 道路に関する法令又は条例並びに規則若しくは許可の条件に違反したとき。

　（２） 道路工事又は公益上必要があるとき。

　（３） 占用料を納めないとき。

　（４） 不正な事項により許可を受けたとき

※道路占用料について、占用許可期間中であっても条例の改正により額が変更される場合があります。

【裏　面】